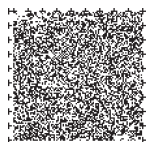


第2期高知県地域福祉支援計画

～ 県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現 ～

第1章 第2期計画の策定の背景

- 1. 第1期計画に基づく「高知型福祉」の
推進に向けた取組の成果・・・・・・・・ P2
- 2. 高知県の現状と課題・・・・・・・・ P5
- 3. 地域福祉への新たな期待・・・・・・・・ P21



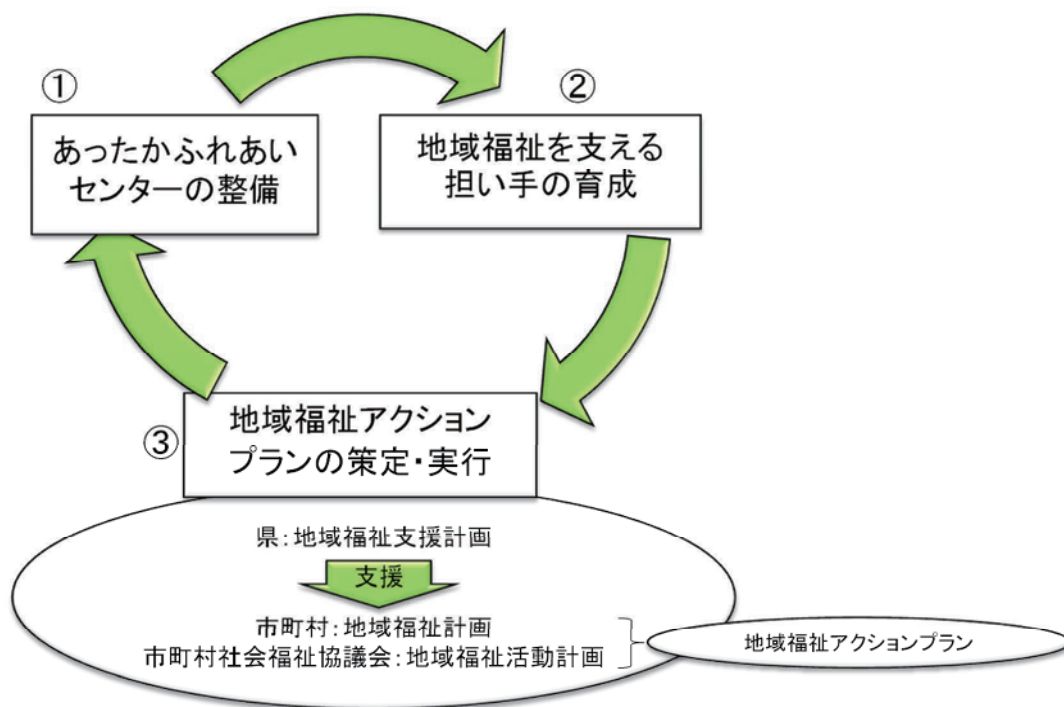
第1章

第2計画の策定の背景

1. 第1期計画に基づく「高知型福祉」の推進に向けた取組の成果

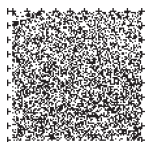
本県では、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現に向けて、平成23年3月に、平成23年度から平成27年度を計画期間とする高知県地域福祉支援計画を策定しました。

この「高知型福祉」の実現への取組としては、(1) 地域福祉の拠点としての「あったかふれあいセンター」の整備、(2) 地域福祉を支える担い手の育成、(3) 市町村における地域福祉アクションプラン¹の策定・実行、の3つを重点的に推進してきました。



上の図の3つの取組については、①「あったかふれあいセンター」の整備 → ② コーディネーターやスタッフの配置と人材育成 → ③ ①と② を市町村の地域福祉アクションプランに位置付け、計画の進捗管理とともに「あったかふれあいセンター」の活動の充実と人材育成が図られる、という循環を機能させることによる、地域福祉の基盤づくりを推進してきました。

¹ 地域福祉アクションプラン：市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものの。



(1) 地域福祉の拠点としての「あったかふれあいセンター」の整備

平成21年度から、地域福祉の拠点として設置を進めてきた「あったかふれあいセンター」は、小規模多機能で日常生活を支える福祉サービスなどを提供し、各地域で、高知型福祉を推進する役割を果たすようになりました。

あったかふれあいセンターの創設 ふるさと雇用再生特別交付金の活用(H21～H23)

平成21年度 > 22市町村、28カ所で実施
平成22年度 > 30市町村、39カ所で実施
平成23年度 > 31市町村、40カ所で実施

高知県単独補助事業及び過疎債(ソフト枠)を活用 した交付金制度の創設による事業継続(H24～)

平成24年度 > 27市町村、35カ所、114サテライト
平成25年度 > 27市町村、36カ所、162サテライト
平成26年度 > 28市町村、38カ所、174サテライト
平成27年度 > 29市町村、42カ所、190サテライト



◆ 「あったかふれあいセンター」の活動の様子

(2) 地域福祉を支える担い手の育成

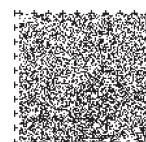
「あったかふれあいセンター」が地域福祉の拠点としての役割を果たすため、各拠点にコーディネーターとスタッフを配置し、研修などを通して人材育成を行ってきました。

平成27年度末あったかふれあいセンター職員配置状況

コーディネーター44人 スタッフ137人 (計181人)

(3) 市町村における地域福祉アクションプランの策定・実行

市町村における地域福祉計画の策定を支援した結果、平成25年度末には県内の全ての市町村で策定が完了しました。各市町村では、推進協議会等において、地域福祉計画の進捗管理や見直しを行っています。





◆ 地域福祉アクションプランに関する住民座談会の様子



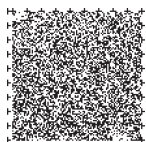
◆ 地域福祉アクションプランの実践の様子

そのほか、第1期計画に基づく取組による数値目標の達成状況は、次のとおりとなっています。

第1期計画の数値目標（32項目）の達成率の状況

100%以上	17項目
90%以上 100%未満	4項目
80%以上 90%未満	3項目
70%以上 80%未満	3項目
60%以上 70%未満	1項目
50%以上 60%未満	2項目
50%未満	1項目
未計測	1項目

(H27年度末見込み)



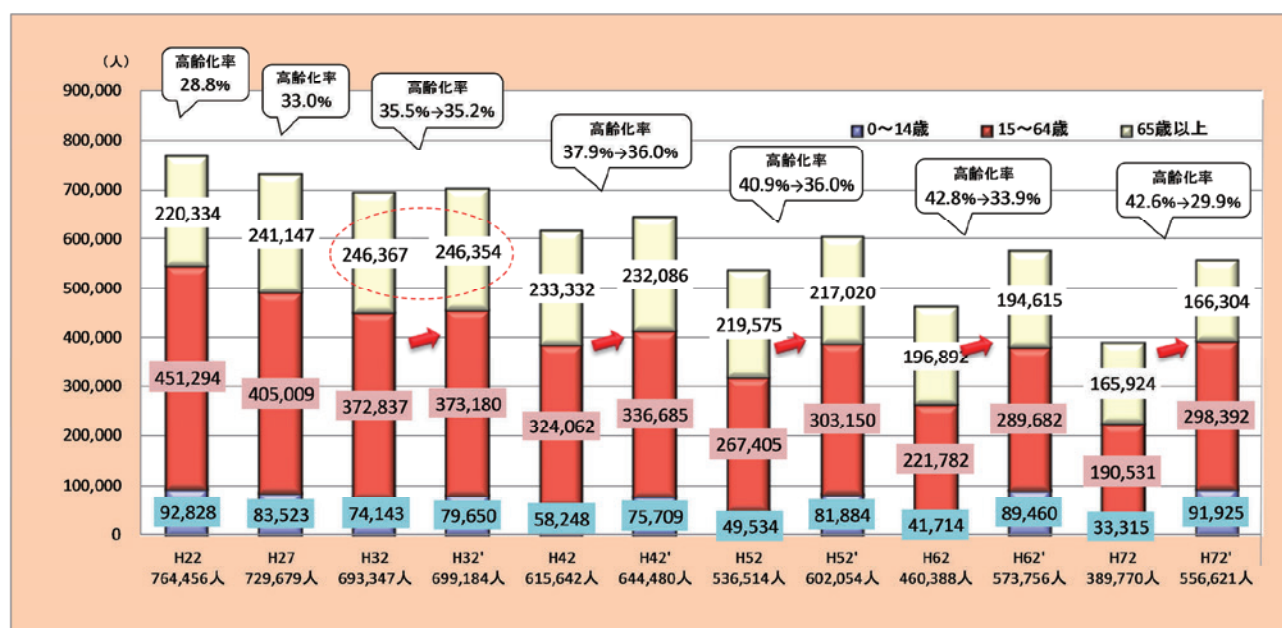
2. 高知県の現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

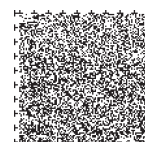
■人口の減少

本県の人口は、平成22年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、30年後の平成52年には約23万人減の53万7千人に、50年後の平成72年には約37万人減の39万人になることが推計されていますが、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成27年度改定版>に基づく自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることにより、平成52年には60万2千人、平成72年には55万7千人の実現を目指しています。

高知県の総人口の見通し



高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成27年度改定版>をもとに作成



■人口の自然減

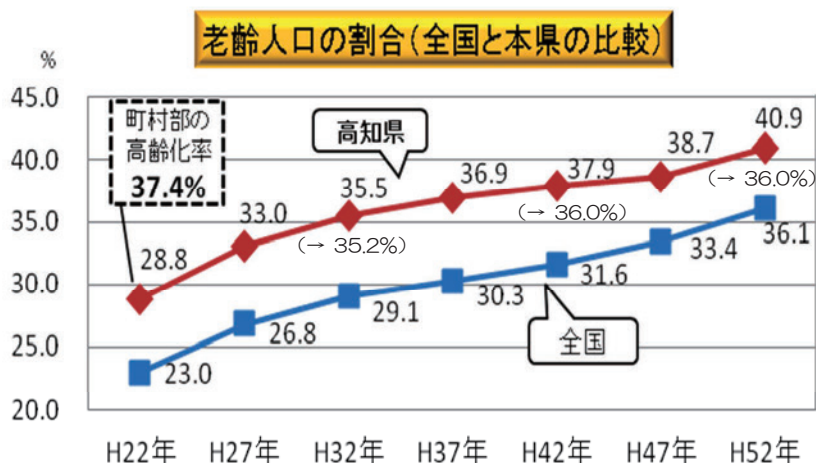
本県の人口は、平成2年に全国で初めて死亡者数が出生数を上回る自然減になったのに対し、全国は平成17年に自然減となっており、本県は、全国に15年先行して人口の自然減が始まっています。また、本県は、平成2年以降、20年以上連続で自然減の状況が続いています。

人口自然減数 (人)		
	高知県	全国
S60	2,462	679,294
H2	△386	401,280
H7	△1,022	264,925
15年先行		
H17	△3,203	△21,266
H22	△4,251	△125,708
H26	△4,969	△269,465

出典：人口動態調査（厚生労働省）

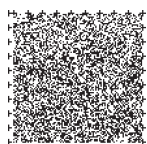
■全国に先行した高齢化率

本県の高齢化率は、平成22年に28.8%と、全国より10年先行しています。今後も、より一層高齢化が進むことが推計されています。



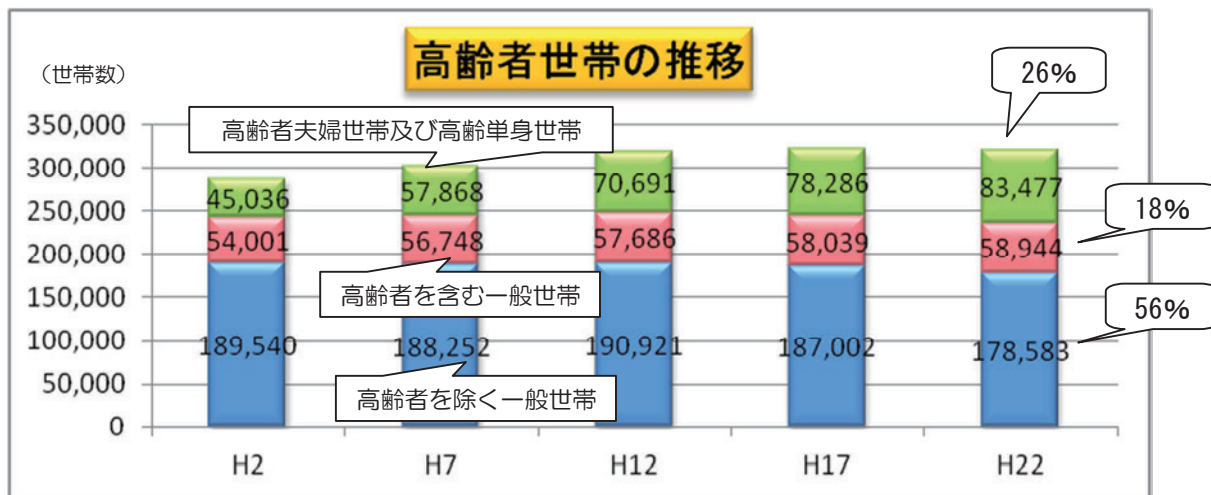
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3)」

(注) ()内は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成27年度改定版>における「人口の将来展望」によるもの



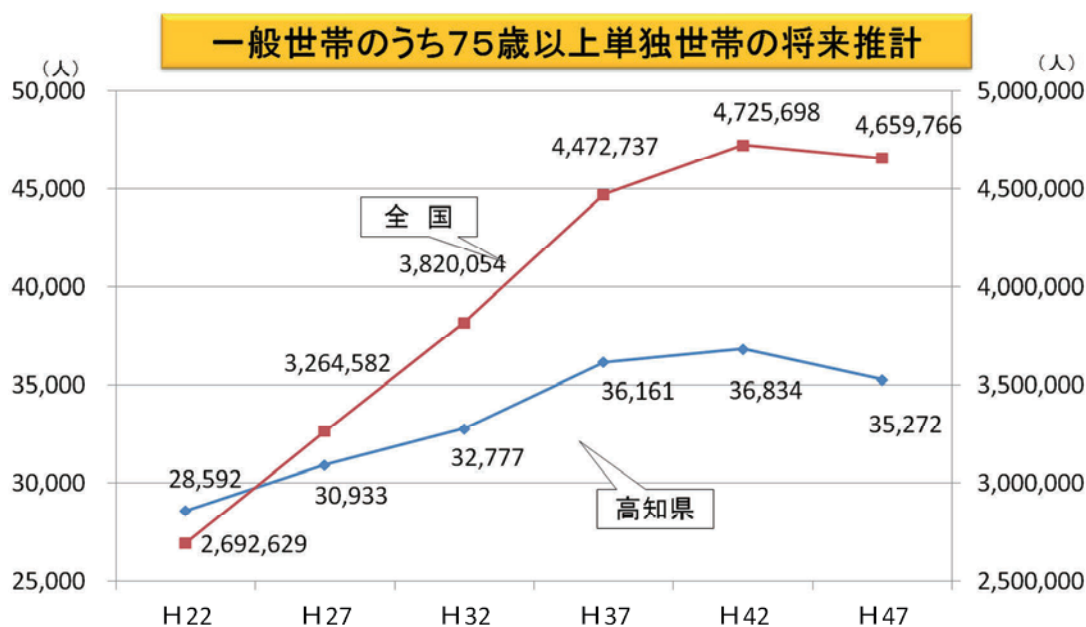
■高齢者のみの世帯の増加

平成17年と平成22年の世帯数を比較すると、高齢者を除く一般世帯が約8千世帯減少する一方で、高齢者夫婦世帯²及び高齢単身世帯³は約5千世帯増加し、全世帯数の4分の1以上を占めています。



出典：総務省「国勢調査」

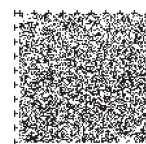
さらに、今後、75歳以上の一人暮らしの高齢者が増えることが見込まれています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）

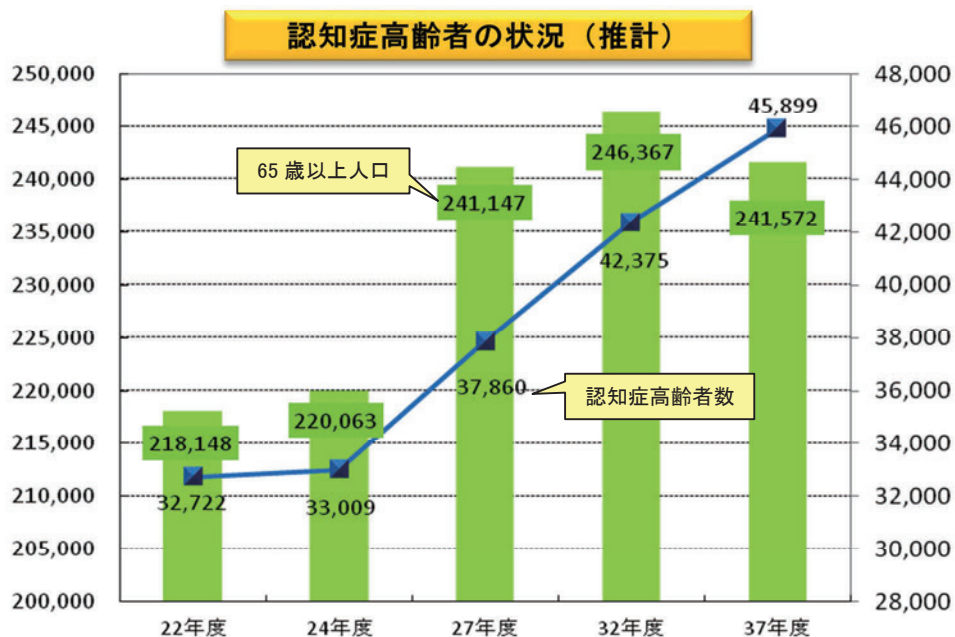
² 高齢者夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が65歳以上の夫婦のみの世帯。

³ 高齢単身世帯：65歳以上の単身世帯。



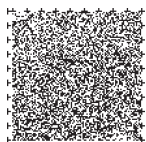
■認知症高齢者の状況

高齢化に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれています。



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）を基に推計

このように、本県では、高齢化や人口減少が全国に先行して進行しており、今後ますます、高齢者単独世帯や認知症高齢者など、地域で支援が必要な方の増加が見込まれていることから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりをより一層推進していくことが必要です。



(2) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応

■ 貧困の状況

本県における平成 27 年 3 月現在の保護率は全国平均の約 1.6 倍、小・中学校において就学援助を受けている児童生徒は平成 25 年度で 4 人に 1 人に達しており、高い数字になっています。

また、生活保護の相談者の多くは、経済的困窮などの生活の困りごとを抱えており、保護の要件を満たさないなどの理由で保護受給に至らない人についても、支援が必要と考えられます。

生活保護受給者数等（平成 27 年 3 月現在）

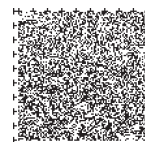
被保護者数	20,824 人
保護率（全国平均）	28.2 ‰（17.1 ‰）
生活保護相談者数（平成 26 年度）	3,313 人

出典：高知県地域福祉部

要保護及び準要保護児童生徒数（平成 25 年度）

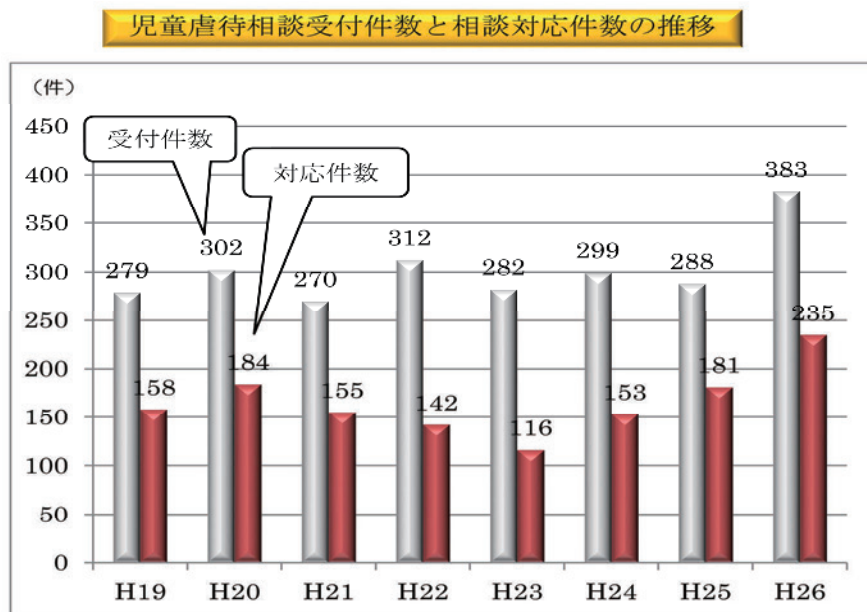
公立小・中学校児童生徒数合計 A （平成 25 年 5 月 1 日時点）	51,433 人
要保護児童生徒数 B	1,332 人
準要保護児童生徒数 C	11,715 人
就学援助率（B+C）／A	25.37%

出典：高知県教育委員会



■児童虐待の状況

本県の児童相談所⁴が受け付けた児童虐待の通告・相談件数のうちで、児童虐待と認定し対応した件数は、統計を取り始めて以来、平成26年度に最多となり、依然として深刻な状況にあります。



出典：高知県地域福祉部

■高齢者虐待の状況

養護者による高齢者虐待についての対応状況 (件)

	H24	H25	H26
相談・通報件数	129	127	191
虐待の事実が認められた件数	76	55	84

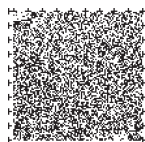
■障害者虐待の状況

養護者による障害者虐待についての対応状況 (件)

	H24	H25	H26
相談・通報件数	27	24	24
虐待の事実が認められた件数	8	5	5

出典：高知県地域福祉部

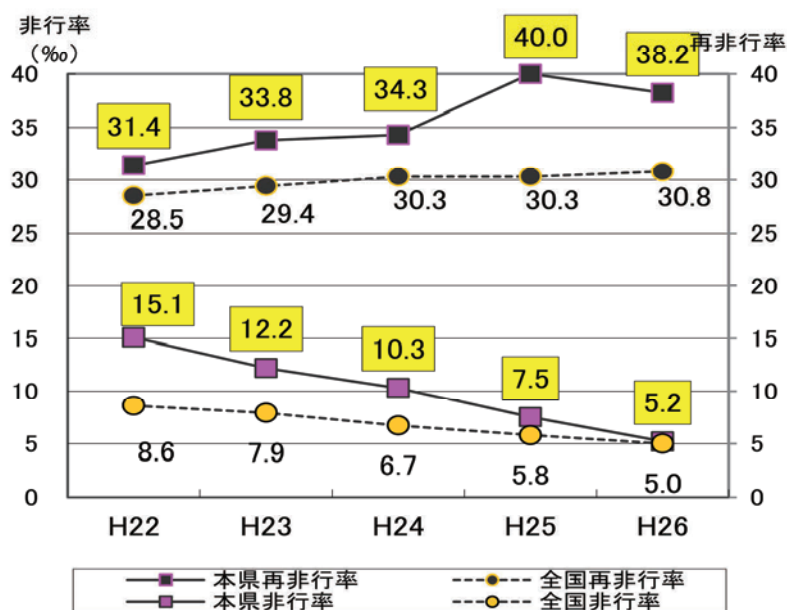
⁴ 児童相談所：児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする第一線の機関。



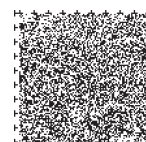
■少年非行の状況

平成 26 年における、少年 1,000 人当たりの刑法犯少年の割合（非行率）は 5.2‰全国ワースト 13 位（全国 5.0 ‰）、再非行率は 38.2%全国ワースト 3 位（全国 30.8%）となっています。

刑法犯少年の非行率・再非行率の推移

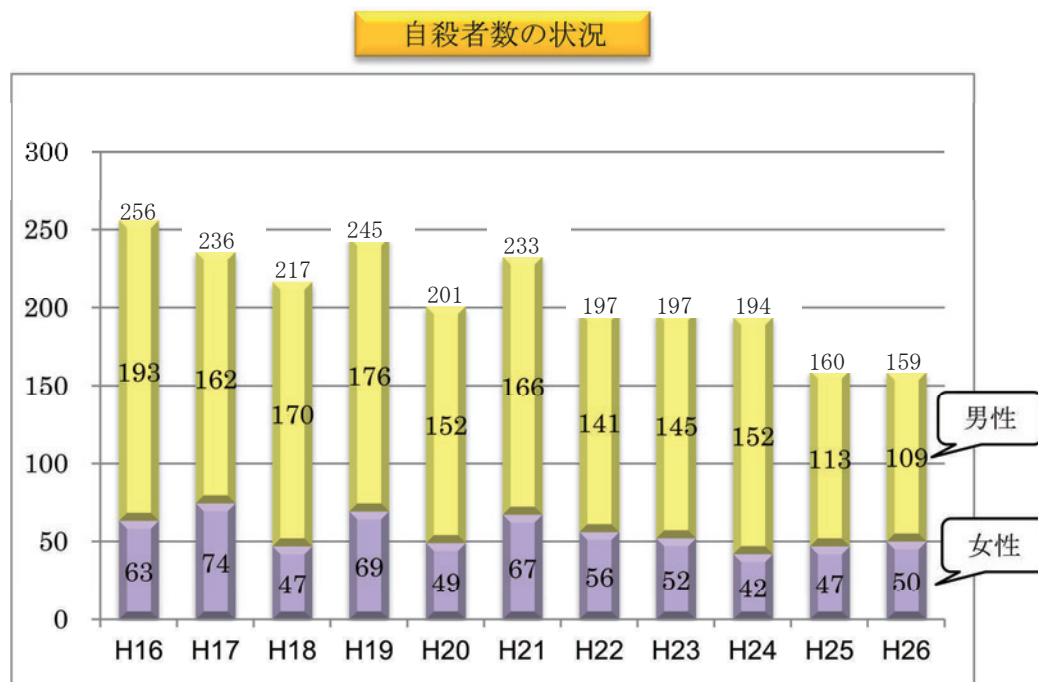


出典：高知県警察本部



■自殺者数の状況

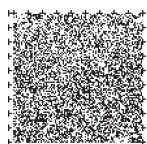
自殺者数は、5年連続で200人を下回り、減少傾向にあります。人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国平均より高い状況が続いています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

このように、本県では、見守りや支援が必要な子どもたちや、虐待、非行率なども全国と比較し高い水準にあります。こうした社会的課題に対応していくためには、各専門機関の相談支援体制を強化することはもちろん、民生委員・児童委員やボランティア、町内会などのインフォーマルサービス⁵も含め、様々な機関が連携し、地域で見守り支える地域づくりが必要不可欠です。

⁵ インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助サービス。フォーマルサービス（国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス）の対義語として使用される。



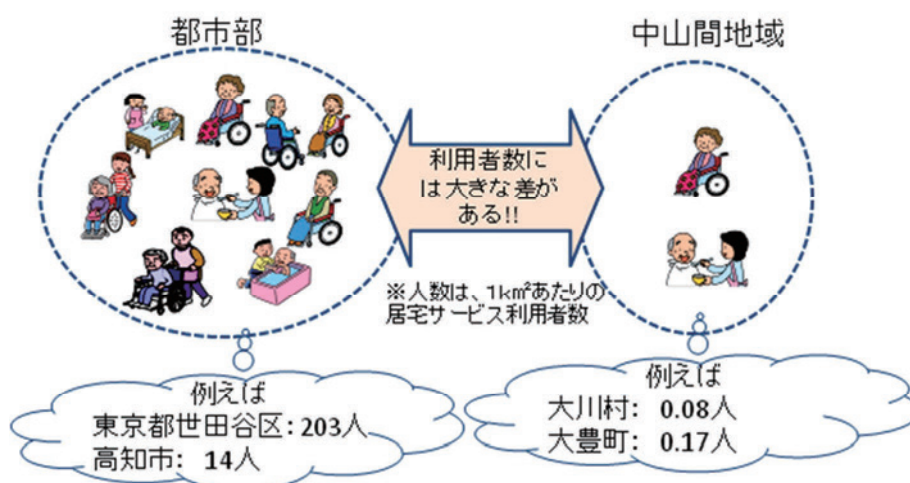
(3) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応

■介護サービス

国の福祉施策として介護保険法⁶に基づく介護サービスや障害者総合支援法⁷に基づく障害福祉サービスといった、公的な福祉制度サービスが整備されてきました。

しかし、本県の介護サービスの状況は、例えば、ホームヘルプサービス⁸の1 km²当たりの利用者数で見ると、東京都世田谷区では203人のところ、高知市は14人で、大豊町では0.17人、大川村では0.08人と、利用者数に大きな差があります。

遠隔地へサービス提供する場合、広範囲に要介護高齢者が点在しているため経営効率が悪く、事業者の参入が進んでいません。

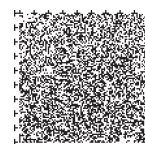


出典：介護保険事業状況報告
平成27年3月分 訪問介護及び訪問入浴より

⁶ 介護保険法：高齢の要介護者などに対して、社会保険方式により、保健医療サービス及び福祉サービスを提供することを定めた法律。平成12年4月施行。

⁷ 障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業、その他の支援の実施について定めた法律。平成18年に施行された障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行。

⁸ ホームヘルプサービス：在宅において日常生活に支障のある高齢者や障害者に対して、入浴や食事など、身体介護や生活援助を行うサービス。「訪問介護」とも呼ばれている。



■障害福祉サービス

本県では、平成18年の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行以降、主に県中央部で通所サービスやグループホームなどの整備が進んできましたが、中山間地域などでは地理的条件や人材不足等から事業所の参入が進んでいません。

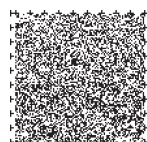
障害福祉サービス事業所の参入を促すなど、中山間地域におけるサービスの確保に取り組むとともに、「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点と連携した取組を進めていく必要があります。

障害保健福祉圏域ごとのサービスの整備状況

	安芸圏域	中央東圏域	中央西圏域	高幡圏域	幡多圏域
障害福祉サービス事業所（通所）数	6ヶ所	23ヶ所	88ヶ所	13ヶ所	20ヶ所
グループホームの定員	13人分	229人分	585人分	36人分	226人分
障害者手帳交付者数	5,275人	9,331人	28,506人	5,044人	7,298人

※ 障害福祉サービス事業所（通所）数は平成27年6月1日現在。グループホームの定員は平成27年5月末現在。障害者手帳交付者数は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の合計で、平成27年3月末現在。

出典：高知県地域福祉部



■保育サービス

本県は、共働き世帯の割合が高く、お母さんたちが安心して子育てできる環境づくりが必要です。

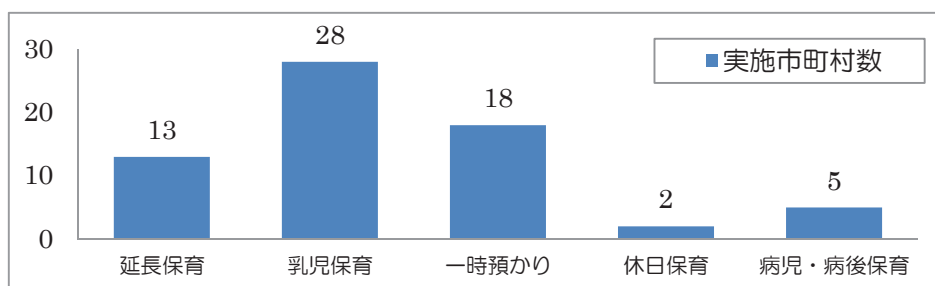
平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度においては、市町村が定めた市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、延長保育や一時預かり、病児保育などの保育サービスに取り組んでいます。本県は、中山間地域が多く、都市部と比較すると待機児童は少ない状況ですが、一時預かりや病児保育については、保育従事者の確保が困難なことなどにより実施施設数が不足し、保護者のニーズに十分に対応できていない状況にあります。今後も、市町村子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行い、保護者のニーズに合ったきめ細かな支援を充実していく必要があります。

高知県の共働き世帯の割合（H22）

	夫婦のいる 一般世帯	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	169,712	79,206	46.7%
全 国	29,135,873	12,676,196	43.5%

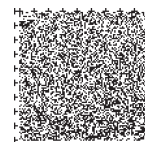
高知県の保育サービスの実施状況（H26）

出典：総務省「国勢調査」



出典：高知県教育委員会

このように、中山間地域を数多く抱える本県においては、採算性の面などから、介護や障害福祉、さらには子育て家庭の多様なニーズに応える保育などのサービス提供事業所が参入しにくいことなどもあり、サービスを必要とする人に十分なサービスが提供されにくいといった課題があります。こうした課題に対応するため、「あったかふれあいセンター」などを活用した本県独自の取組を進めていますが、今後とも、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、取組のさらなる強化が必要です。



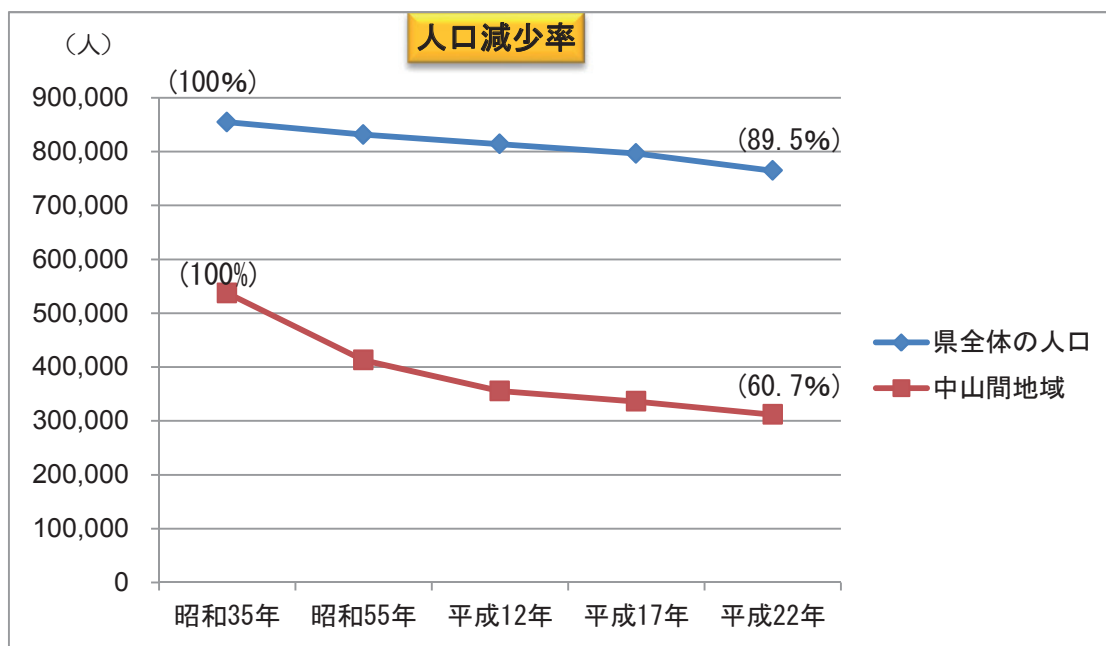
(4) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行と暮らしの確保

本県では、山間地など地理的条件が悪く、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法）による指定市町村の地域を中山間地域と定義しており、全ての市町村が該当します。ただし、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

なお、中山間地域の県土に占める面積割合は、93%となっています。

■人口減少率

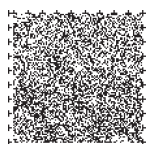
昭和35年を100%として、平成22年の人口を比較すると、県全体の減少率は約10%ですが、中山間地域の減少率は約40%と、大きく減少しています。



出典：平成23年度高知県集落調査（集落データ調査）高知県の集落
-平成22年度国勢調査結果からみた集落等の状況- 高知県

■高い高齢化率（平成27年8月1日高知県推計人口調査）

県全体の高齢化率が32.8%であるのに対し、全域が中山間地域の町村では、大豊町57.1%を筆頭に、仁淀川町54.8%、室戸市46.6%、東洋町45.9%、土佐町45.7%、越知町45.6%などと高齢化率は高く、今後も、その傾向が高くなっていく見込みです。



■小規模集落の増加

人口減少、高齢化が進む中で、集落が減少していますが、その一方で、9世帯以下の小規模集落が増加しています。

	平成17年		平成22年		平成17～22年の増減	
	集落数 (集落)	構成比	集落数 (集落)	構成比	集落数 (集落)	構成比の差 (ポイント)
9世帯以下	191	8.1%	246	10.4%	55	2.3
10～19世帯	366	15.5%	405	17.1%	39	1.6
20～49世帯	808	34.2%	785	33.2%	△23	△1.0
50～99世帯	545	23.1%	487	20.6%	△58	△2.5
100～299世帯	365	15.5%	359	15.2%	△6	△0.3
300世帯以上	85	3.6%	84	3.6%	△1	0.0
合計	2,360	100.0%	2,366	100.0%	-	-

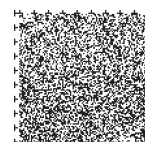
※旧高知市を除く

出典：平成23年度高知県集落調査（集落データ調査）高知県の集落
-平成22年度国勢調査結果からみた集落等の状況- 高知県

このように、中山間地域などでは、過疎化、高齢化の進行に伴い、集落が年々減少する一方で、小規模集落が増加しています。こうした地域では、地域の商店の廃業や、公共交通の廃止・便数減少など、地域社会の機能が低下しており、高齢者が、病院への通院や買物も難しくなっているとともに、一人暮らしの高齢者などで、ゴミを収集場所まで持って行けない、大雨のときの不安など、生活を維持するうえでの様々な課題が出てきています。

また、小規模な集落では、道路の草刈りや清掃、生活用水施設の維持管理などの共同作業が難しくなっている地域があります。

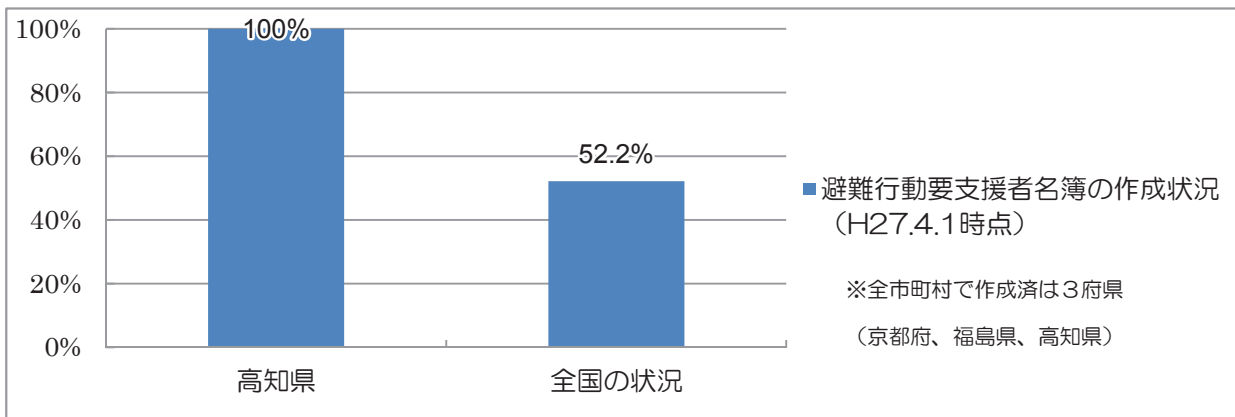
今後とも、少子高齢化が進む中で、中山間地域の高齢者などの暮らしの確保や、集落機能の維持が大きな課題となっています。



(5) 災害時要配慮者対策

南海トラフ地震の発生が予測されている本県では、防災対策が喫緊の課題となっていますが、高齢者や障害のある人など配慮が必要な方に対する対策を、平成26年4月1日の災害対策基本法の改正を契機に加速化させています。

避難行動要支援者名簿（※）の作成状況について、平成27年4月1日現在で、本県は、34市町村全てが作成済となっています。なお、全国の調査対象市町村（1,734団体）のうち、52.2%（906団体）が作成済となっています。今後は、各市町村において、避難行動要支援者ご本人から同意を得られた名簿を避難支援等関係者へ提供するとともに、地域住民が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定や、個別計画に基づいた訓練を行うなど、日ごろから実効性のある避難支援対策を進めていく必要があります。

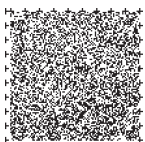


出典：総務省消防庁「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組状況の調査」

（※）避難行動要支援者名簿：「地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」とされている。（災害対策基本法第49条の10第1項の規定による）

名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由」等を記載又は記録するものとされている。（災害対策基本法第49条の10第2項の規定による）

なお、避難行動要支援者の範囲については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」により、以下のとおり例が示されている。

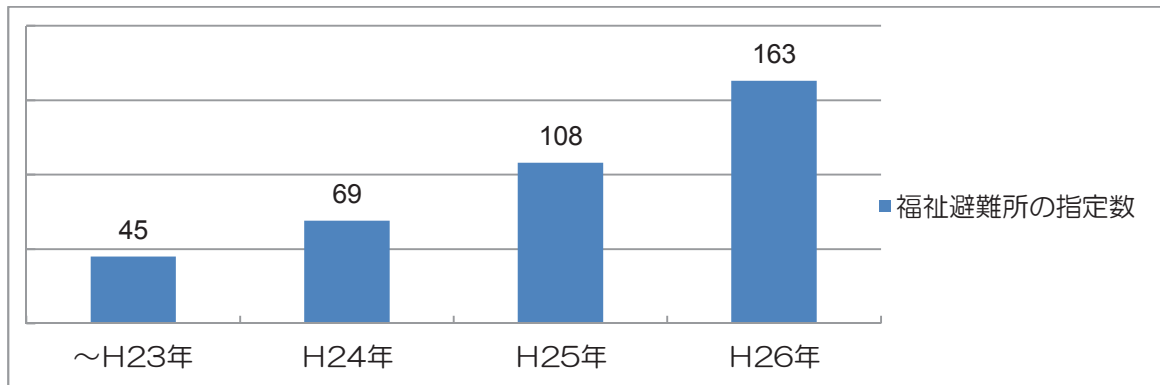


生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

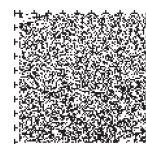
- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

また、本県では、災害時要配慮者のように、災害が発生したときに一般の避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた「福祉避難所」の指定促進に取り組んできました。

県内の福祉避難所の指定状況について、平成26年度末時点で163施設が指定されており、着実に増加しています。しかし、避難行動要支援者数に比べると、福祉避難所の整備状況は、まだ十分ではなく、引き続き福祉避難所の指定促進を進めるとともに、福祉避難所の運営体制づくりの推進が必要となっています。



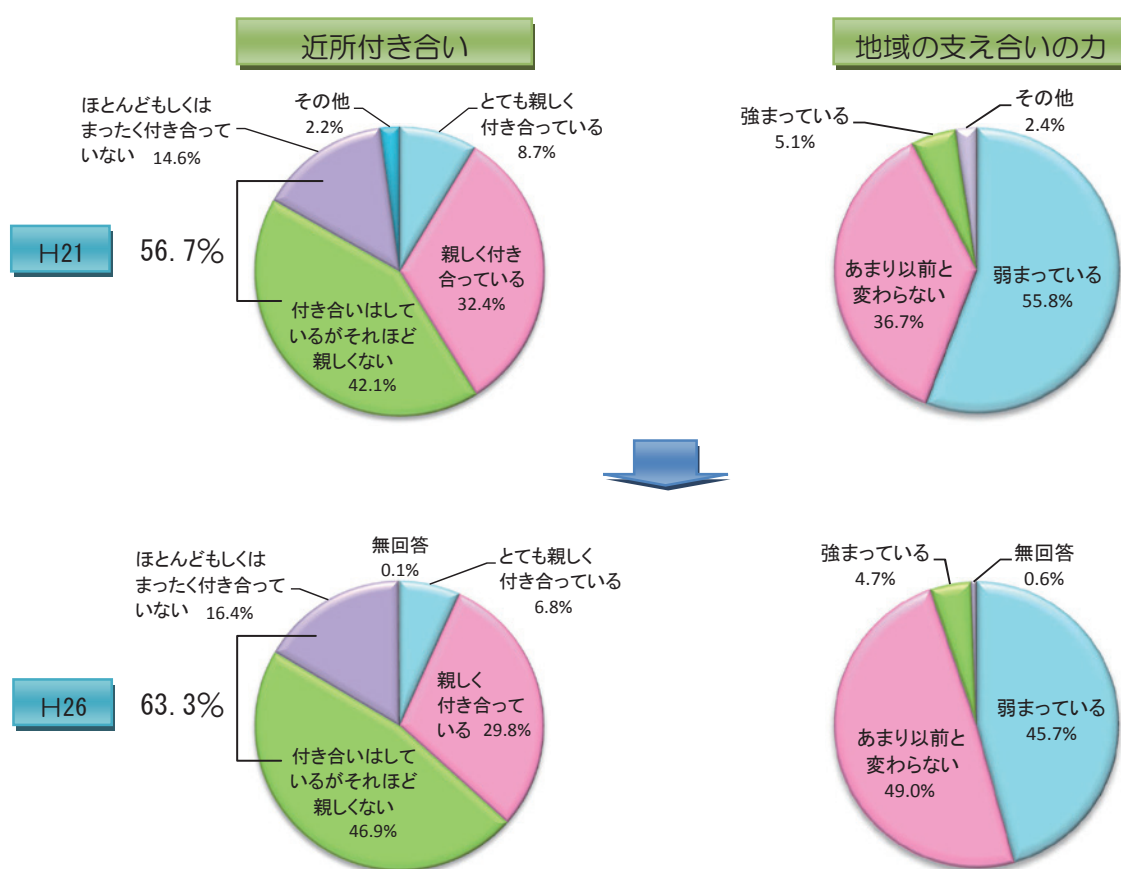
出典：高知県地域福祉部



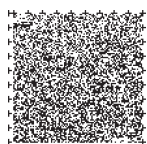
(6) 地域の支え合いの力の弱まり

平成26年度の県民世論調査の結果では、平成21年度の調査結果に比べて、近所付き合いが薄いと感じている人が6.6ポイント増えています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人は10.1ポイント減っていますが、依然として半数近くを占めています。

本県では、地域福祉アクションプランの実践などを通じて、地域住民の支え合いの再構築などの地域福祉活動の推進を図ってきましたが、今後もこうした取組を継続させていく必要があります。



出典：県民世論調査（平成26年度調査）



3. 地域福祉への新たな期待

(1) 介護保険制度の改正と介護予防・生活支援

平成 27 年 4 月施行の介護保険法の改正では、要支援者に対する訪問介護・通所介護が地域支援事業⁹に移行されるとともに、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO¹⁰、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体がサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりも推進していくこととされました。この、多様な担い手の参画による高齢者を支える地域づくりを推進していくという考え方は、地域福祉の概念と大きく重なるものであり、これまで、各地域で培ってきた、サロンや見守りネットワークなどの住民主体の活動や「あったかられあいセンター」などの地域福祉活動の基盤を活かしながら、新しい介護保険制度へ対応することが求められています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の施行と地域福祉の役割

平成 27 年 4 月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度¹¹が本格施行となりました。これまで支援の手が十分に行き届かなかった、制度の狭間の問題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進が必要となっています。

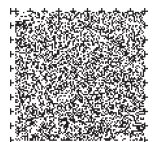
(3) 地域福祉が担う災害時要配慮者対策

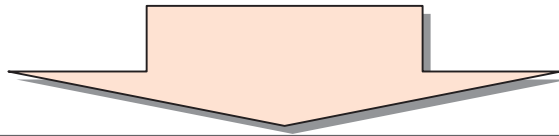
平成 26 年 4 月施行の災害対策基本法の改正では、災害時に一人では避難することが困難な方に対して、市町村が主体となった避難支援対策が実施されることとなりました。災害時に、地域地域で実効性のある避難支援が行われるためには、日ごろからの見守りや支え合いなどの地域福祉活動と、防災・減災対策との一体的な推進が必要となっています。

⁹ 地域支援事業：介護保険法第 115 条の 45 に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業。

¹⁰ NPO：Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

¹¹ 生活困窮者自立支援制度：平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。





以上のように、本県の現状と課題、地域福祉に新たに期待される事項を整理すると、

- 全国に先行して進行する人口減少や少子高齢化に加え、貧困や虐待、少年非行などの社会問題への対策が必要となっています。
- また、中山間地域で安心して生活できる暮らしの確保や、南海トラフ地震に備えた災害時要配慮者対策なども喫緊の課題となっています。
- 本県では、全国一律の福祉制度サービスだけでは、必要なサービスが行き届いていないうえ、地域での支え合いの力が弱まってきています。
- これらに加え、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の施行など、新たな制度への対応も求められています。
- 今後ますます、人口減少、高齢化などが進む中で、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実に加え、様々な地域の福祉課題に対応するための仕組みづくりや、地域住民の支え合いの再構築などの地域福祉活動を推進していくことが必要不可欠です。
- 地域の実情に応じた、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域地域で作り上げていくためには、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化していく必要があります。

